

給実甲第1240号

平成30年2月1日

人事院事務総長

給実甲第660号の一部改正について（通知）

給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成30年4月1日以降は、これによってください。

記

給与法第12条の2及び規則9—89附則第2項関係中第3項を削り、同関係を給与法第12条の2関係とする。

規則第2条関係第1項中「規則」を「人事院規則9—89（単身赴任手当）（以下「規則」という。）」に改める。

以 上